

世田谷区交通まちづくり基本計画（素案）から（案）への追加・修正について

パブリックコメントによる意見等からの追加・修正事項

頁	項目	（素案）での記載	追加・修正内容
表紙	タイトル	世田谷区交通まちづくり基本計画改定（素案）	世田谷区交通まちづくり基本計画（平成27年度～平成36年度）（案）
2	第1章 1-1 目的	NPO、交通事業者、交通管理者、その他関係機関	NPO、交通事業者、交通管理者、 道路管理者 、その他関係機関
2	第1章 1-2 改定の背景	高齢化の進展	高齢社会 の進展
2	第1章 1-4 位置づけ	実施計画や関連する計画により進めていきます	実施計画や関連する計画 及び今後策定を予定している行動計画にもとづき、限られた財源の中でも効率的に施策を実施できるように配慮しつつ 進めていきます
21	第2章 交通の動向と課題 用語の説明	がやリン：どこでも借りられどこへでも返却ができる	がやリン： <u>区内7か所のレンタサイクルポートのうち、4か所のポート（桜上水南・経堂駅前・桜新町・等々力）では、どこでも借りられどこへでも返却ができる</u>
24	第2章 交通の動向と課題 公共交通や自転車の利用環境の向上	自転車 走行 空間の確保（継続）	自転車 通行 空間の確保（継続）
30	第2章 交通の動向と課題 (5)都市計画に関する方向性について	(5)都市計画に関する方向性について	法改正により、「(5)都市再生特別措置法等の一部改正（平成26年8月）」及び「内容」を変更
36	第3章 方針 3-2 3つの目標	上に定めた理念のもとに、3つの目標を定めます。	上に定めた理念のもとに、3つの目標を定めます。なお、この3つの目標に優先順位はなく、それぞれが相互に関係しています。

37	第3章 方針 3つの目標の 関わり	目標1 便利で円滑な移動と他の 目標との関係 ～自転車 <u>走行</u> 空間の確保～	～自転車 <u>通行</u> 空間の確保～
38	第3章 方針 3-3 6つ の方針	方針3：自転車利用環境の向上 安全な <u>走行</u> 空間の確保により～	安全な <u>通行</u> 空間の確保により～
40	第3章 方針 参考図	記載なし	「道づくりプランに基づき道路整 備を推進します。」を追加 自転車 <u>通行</u> 空間、歩行空間～
		自転車 <u>走行</u> 空間、歩行空間～	イラスト調に差し替え
45	第4章 施策 体系 誰もが利用 しやすい交通 サービスの充 実	記載なし	「地域の実情にあった移動手段に ついて検討します。」を追加
47	第4章 施策 体系 バス路線網 の充実	利便性向上を図るため、バス事 業者へ <u>新規路線の導入・既存路 線の活用</u> を働きかけます。	利便性向上を図るため、バス事業者 <u>と連携し、新規路線の導入・既存路 線の活用</u> について検討を進めま す。」
		車両の導入を働きかけます。	車両の導入を <u>促進</u> します。
47	第4章 施策 体系 鉄道駅での 乗り換え利便 性の向上	事業者に、駅前広場整備にあわ せてバスの乗り入れを働きかけ ます。	事業者に、 <u>バス停の位置の調整</u> や駅 前広場整備にあわせたバスの乗り 入れを <u>促進</u> し、 <u>交通結節機能の強化</u> を図ります。
48	第4章 施策 体系 バス停留所 施設の整備	記載なし	「バス事業者へ運行情報提供装置 等の整備を働きかけます。」を追加
50	第4章 施策 体系 7)関連する施 策	【施策9】自転車 <u>走行</u> 空間の整 備	【施策9】自転車 <u>通行</u> 空間の整備
52	第4章 施策 体系 路上駐車対 策の促進	車道を <u>走行</u> する自転車の～	車道を <u>通行</u> する自転車の～

53	第4章 施策体系 用語の修正	自転車 <u>走行</u> 空間	自転車 <u>通行</u> 空間
	第4章 施策体系 自転車ネットワーク形成に向けた自転車走行空間の整備	歩行者・自転車利用者が安全に、 <u>安心して移動できるように、車道及び自転車専用走行帯の整備を進め、自転車の走行空間・環境を整備します。</u>	歩行者・自転車利用者が安全で <u>快適</u> に、移動できるように、自転車の <u>通行空間</u> を整備します。
		幅員が狭い道路については、 <u>自転車が安全に走行できるように、路面標示などの設置を推進し、自転車走行環境のネットワーク化を進めます。</u>	幅員が狭い道路については、路面表示などの設置を推進し、自転車 <u>通行空間</u> のネットワーク化を進めます。
		<u>白線を引いて車道の両端を青く着色した、自転車通行帯のことです。</u>	<u>路肩を青く着色し、自転車の通行空間として位置付けたものです。</u>
55	第4章 施策体系	3)【施策11】自転車 <u>走行</u> 時のルール遵守・マナー向上	3)【施策11】自転車 <u>通行</u> 時のルール遵守・マナー向上
59	第4章 施策体系 2)関連する施策	【施策9】自転車 <u>走行</u> 空間の整備 【施策11】自転車 <u>走行</u> 時のルール遵守・マナー向上	【施策9】自転車 <u>通行</u> 空間の整備 【施策11】自転車 <u>通行</u> 時のルール遵守・マナー向上
62	第4章 施策体系 4-4 施策体系表 施策	9 自転車 <u>走行</u> 空間の整備	9 自転車 <u>通行</u> 空間の整備
63	第4章 施策体系 4-4 施策体系表 内容	自転車ネットワーク形成に向けた自転車 <u>走行</u> 空間の整備	自転車ネットワーク形成に向けた自転車 <u>通行</u> 空間の整備
63	第4章 施策体系	11 自転車 <u>走行</u> 時のルール遵守・マナー向上	11 自転車 <u>通行</u> 時のルール遵守・マナー向上

	4 - 4 施策体系表 施策	9 自転車走行空間の整備（再掲分） 1 1 自転車走行時のルール遵守・マナー向上（再掲分）	9 自転車 通行 空間の整備 1 1 自転車 通行 時のルール遵守・マナー向上
72	資料編 施策	9 自転車走行空間の整備 1 1 自転車走行時のマナー向上	9 自転車 通行 空間の整備 1 1 自転車 通行 時のマナー向上
73	資料編 個別の計画(基本計画等の下位の計画)	9 (仮称)自転車走行環境整備 ネットワーク計画	9 自転車ネットワーク計画